平成２２年（フ）第７８０号
鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目６番23―703号
債務者　伊藤　博美
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７９４号
鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目６番23―703号
債務者　寝占　　強
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８０３号
鹿児島県鹿児島市田上台３丁目11番17号　田上台マンション402号
債務者　髙辻　徹也
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８０６号
鹿児島県鹿児島市西田１丁目６番15号　本木下クリニック201号、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市西田１丁目３番地21　ゴールドビル401号
債務者　原　　久子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８２１号
鹿児島県鹿児島市西田２丁目９番６号　渡辺組第２ビル402号
債務者　前田　智美
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８４４号
鹿児島県鹿児島市宇宿３丁目39番17号　脇野ビル101号
債務者　英　　謙二
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８６０号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町15番１号　横小路ビル203号
債務者　中山　節子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８７７号
鹿児島県鹿児島市郡元町16番１号
債務者　桑原林太郎
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８９６号
鹿児島県いちき串木野市愛木町120番地１
債務者　藤﨑　啓子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８９７号
鹿児島県いちき串木野市愛木町120番地１
債務者　北山　良子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２９号
沖縄県宮古島市城辺字友利1417番地２　市営仲原団地101
債務者　益田　広美
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　那覇地方裁判所平良支部

平成２２年（フ）第１４３号
岩手県北上市和賀町煤孫３地割112番地23
債務者　高橋　昌子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１３８号
群馬県桐生市天神町３丁目15番38号　パナハイツ天神Ａ―102
債務者　和田　清美（旧姓木島）
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１５６号
群馬県桐生市広沢町６丁目1059番地の17
債務者　町田　義之
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第３号
群馬県桐生市相生町２丁目227番地の３　ディアコート103
債務者　小島晴美こと　金　　晴美
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１３８号
三重県名張市梅が丘南１番町58番地
債務者　竹田　君子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１４６号
滋賀県草津市草津１丁目12―９　サンルーラル405号室、住民票上の住所三重県名張市梅が丘北３番町285番地
債務者　糸川　重行
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　津地方裁判所伊賀支部